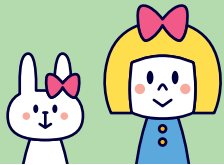


親介護一時金支払特約 **親介護**

親の介護はある日突然はじまります!

要介護・要支援の認定者数は毎年増え続け、令和4年度末で約694万人となっています。

(出典:令和4年度介護保険事業状況報告)

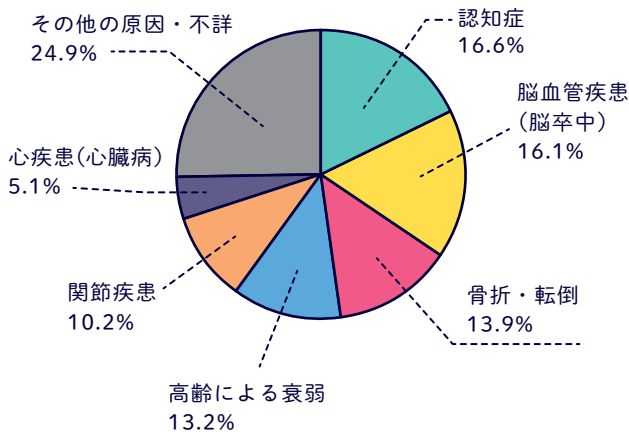


このように、要介護状態は突然はじまります。
要介護になる原因やリスクについて、データを見ながら考えてみましょう。

■ 要介護になる原因は?

第1位は「認知症」です。脳血管疾患、骨折・転倒、関節疾患などで、介護が必要な高齢者も増えています。

介護が必要になった原因

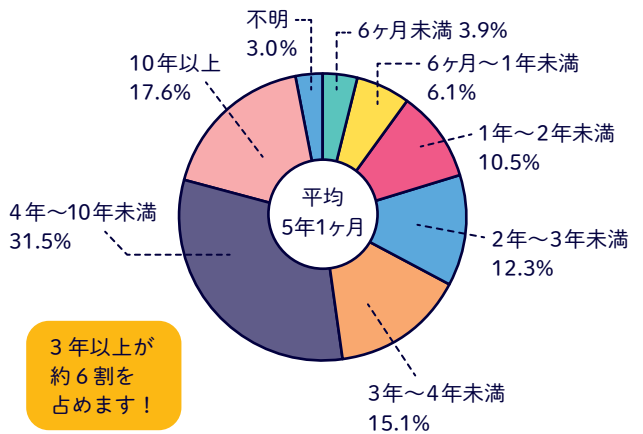


厚生労働省「国民生活基礎調査」/2022年から作成

■ 介護はいつまで続く?

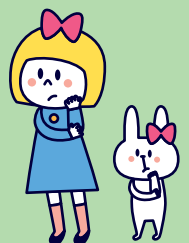
介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間の割合



生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度から作成

さまざまな原因があることがわかりました。介護期間が長期にわたる場合もあります。それでは、費用はどれくらいかかるのでしょうか。裏面で介護費用の平均をあげていますので、参考にしてみてください。



■ 毎月かかる介護費用の例

要介護3と認定され、自宅で生活を送るAさんのケアプラン例(介護保険の居宅サービスを利用)とサービス利用にかかる費用は下表のとおりです。

内容	介護保険	金額	介護職員等処遇改善加算 ^(注1)	総額	自己負担額
① 訪問看護 (看護師:月5回、言語聴覚士:月10回)	対象	70,550円	なし	70,550円	-
② 訪問介護 (月10回)		38,700円	8,670円	47,370円	
③ 通所リハビリテーション (月13回、6-7時間、入浴介助あり)		132,730円	11,020円	143,750円	
④ 短期入所療養介護 (月4回、ユニット型個室、送迎あり)		45,280円	3,210円	48,490円	
⑤ 福祉用具貸与 (車いす、特殊寝台)		25,000円	なし	25,000円	
サービス利用合計金額(①~⑤)		312,260円	22,900円	335,160円	
└ 支給限度額内		270,480円	22,900円	293,380円	29,338円 ^(注2)
└ 支給限度額超過		41,780円	0円	41,780円	41,780円 ^(注2)
滞在費、食費(ショートステイ等)	対象外	21,150円	-	21,150円	21,150円
初期費用(住宅改修費等)	対象	200,000円	-	200,000円	20,000円 ^(注2)

サービス利用に毎月約9万円の自己負担が発生します。

(注1)この事例では、介護職員等処遇改善加算IIを算定し、加算のつかないサービスを「支給限度額超過分」として計算しています。
 (注2)自己負担額が1割の場合の金額例です。自己負担割合(1割~3割)の判定は、サービス利用者の所得等に応じて決まります。
 ※出典:(公財)生命保険文化センター ホームページ「ひと目でわかる生活設計情報」(2024年10月時点)をもとに当社にて作成。

親介護一時金支払特約 親介護 の特徴は？

POINT
1

要介護状態^{*}が

親介護一時金額の全額を一時金としてこの特約の被保険者(親御さま)にお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

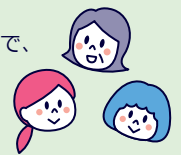
- 公的介護保険制度に基づく要介護 以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合



POINT
2

親御さまは、**この特約(オプション)のみにご加入いただくことが可能**です。

- この特約の被保険者(補償の対象者)となれる方は、基本補償の被保険者の親御さま(姻族を含みます。)で、最大2名までとなります。
- 親御さまの基本補償部分へのご加入、同居の有無は問いません。
(基本補償の被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。)



POINT
3

親御さまは、**満才まで**ご加入いただけます。

- 健康状態に関する質問にご回答いただくだけで、医師の診査等は不要です。
(親御さまの健康状況によりご加入できない場合があります。)



加入例

介護一時金額

(年齢^{*} 才~ 才の場合、1名あたり)

※保険始期日時点の親御さまの満年齢



「介護のリスク」について動画でチェック!

QRコード^{*}を携帯電話で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります。)
 ※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※ご不明な点につきましては、以下までお問い合わせください。 ※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

代理店・扱者:

引受保険会社: